

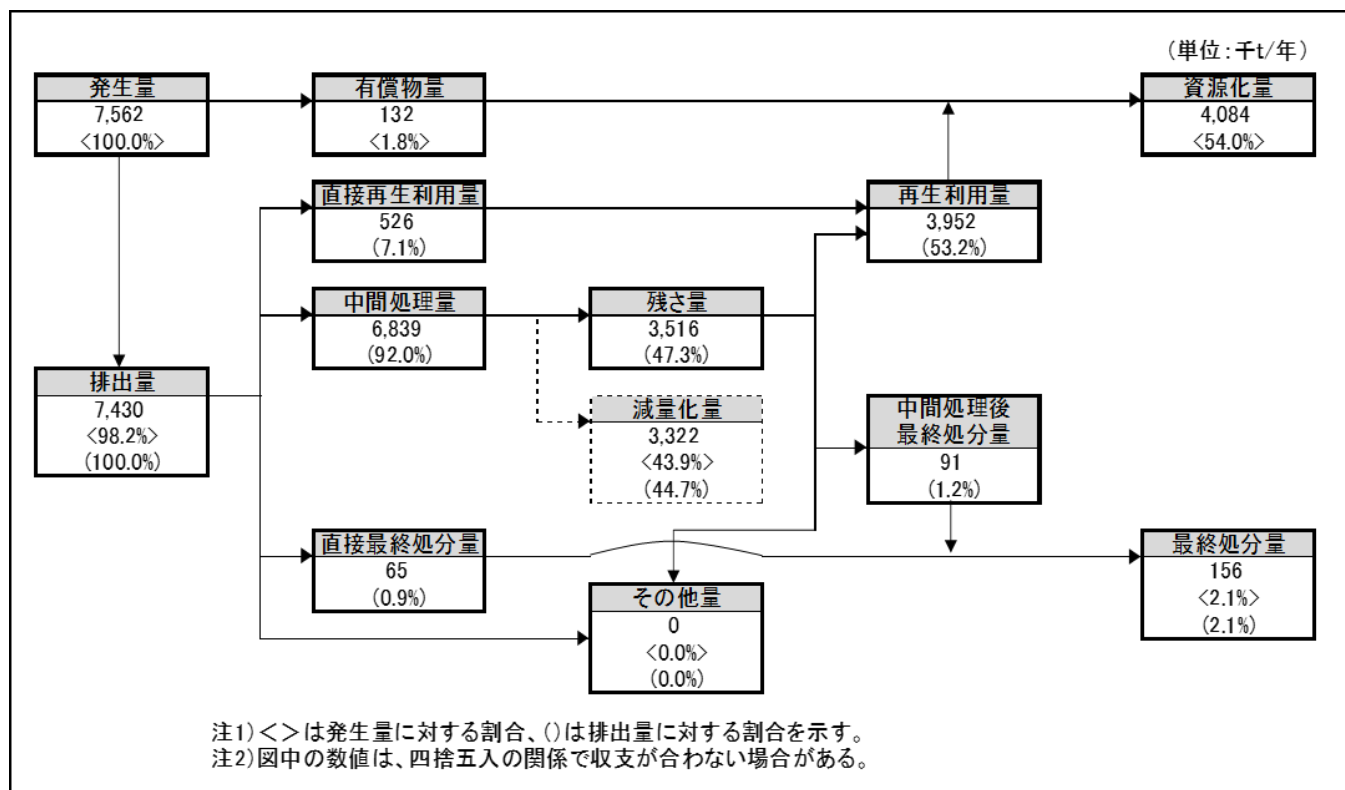
第3章 産業廃棄物の現状と課題

第1節 排出、再生利用、減量化及び最終処分 の現状と課題

(1) 産業廃棄物の処理状況

- 平成30年度の産業廃棄物発生量は約7,562千トン、うち有償物量の約132千トン（発生量の1.8%）を除いた排出量は約7,430千トン（同98.2%）で、平成25年度の7,114千トンより約316千トン（4.4%）増加しています。
 - 排出量のうち、脱水や焼却など中間処理されたのは約6,839千トン（排出量の92.0%）、直接再生利用されたのは約526千トン（同7.1%）、直接最終処分された量は約65千トン（同0.9%）となっています。
 - 一方、中間処理による減量化量は約3,322千トン（同44.7%）で、再生利用量は約3,952千トン（同53.2%）、最終処分量は約156千トン（同2.1%）となっています。
- （図3-1-1）

図3-1-1 産業廃棄物フロー（平成30年度、熊本県内）



○出典：「産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和2年（2020年）3月）」（熊本県循環社会推進課）

(2) 排出量の状況

- 全体排出量は、平成 17 年の産業廃棄物税導入以降減少傾向にありましたが、平成 30 年度は平成 25 年度に比べ増加しています。

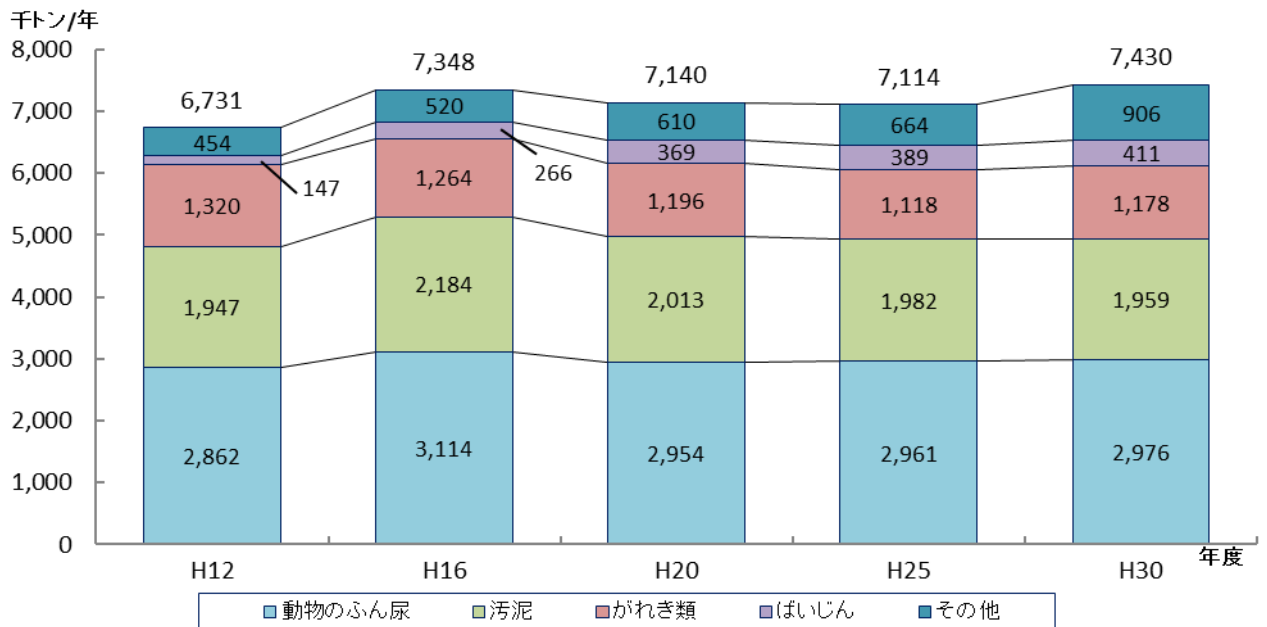
<種類別>

- 平成 30 年度の種類別排出量は、動物のふん尿が約 2,976 千トンで最も多く、2 番目に多い汚泥約 1,959 千トンと合わせ、2 種類で全体の 66%を占めています。次いで、がれき類が約 1,178 千トン、ばいじんが約 411 千トンとなっています。
- 平成 25 年度と比較すると、図 3-1-2 の「その他」に含まれるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずで約 206 千トン (243.7%)、がれき類で約 60 千トン (5.3%)、ばいじんが約 22 千トン (5.7%) それぞれ増加しています。産業廃棄物排出量の増加分 (約 316 千トン) のうち、その約 65%をガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずが占めています。(図 3-1-2、表 3-1-3)
- ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずが平成 25 年度より増加した要因は、建設床面積が平成 25 年度に対し平成 29 年度は約 40%増加*するなど、建物や設備の再建、道路等のインフラ整備を始めとする熊本地震の復興工事の影響によるものと考えられます。

* 出典：令和元年(2019年)熊本県統計年鑑 (平成 25 年度と直近の平成 29 年度の値を比較)

- 個別の数量には表れていませんが、平成 28 年度から水銀含有廃棄物は廃棄物処理法施行令に基づく処理が必要となりました。

図 3-1-2 熊本県内の産業廃棄物の種類別排出量の推移



○出典：「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和 2 年(2020 年)3 月)」(熊本県循環社会推進課)

表 3-1-3 平成 25 年度と平成 30 年度の種別別排出量の比較(参考)

種 類	H25年度 排出量 (トン)	H30年度 排出量 (トン)	(H30年度)- (H25年度) (トン)	増減率 (%)	増加全体に占める 割合 (%)
燃え殻	27,091	40,486	13,395	49.4	4.2
汚泥	1,982,126	1,959,263	-22,863	-1.2	-7.2
廃油	41,431	40,724	-707	-1.7	-0.2
廃酸	32,616	52,734	20,118	61.7	6.4
廃アルカリ	53,408	43,435	-9,973	-18.7	-3.2
廃プラスチック類	73,214	75,451	2,237	3.1	0.7
紙くず	10,990	8,629	-2,361	-21.5	-0.7
木くず	116,457	120,741	4,284	3.7	1.4
繊維くず	5,487	717	-4,770	-86.9	-1.5
動植物性残さ	41,704	48,700	6,996	16.8	2.2
動物系固形不要物	2,897	0	-2,897	-100.0	-0.9
ゴムくず	275	769	494	179.6	0.2
金属くず	73,422	71,007	-2,415	-3.3	-0.8
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	84,637	290,925	206,288	243.7	65.4
鉱さい	49,428	58,409	8,981	18.2	2.8
がれき類	1,118,260	1,177,929	59,669	5.3	18.9
動物のふん尿	2,961,058	2,976,393	15,335	0.5	4.9
動物の死体	9,201	9,249	48	0.5	0.0
ばいじん	388,908	411,029	22,121	5.7	7.0
その他の産業廃棄物	36,491	43,554	7,063	19.4	2.2
合計	7,114,484	7,430,144	315,660	4.4	100.0

○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和2年(2020年)3月)」をもとに熊本県循環社会推進課作成

<地域別>

- 平成 25 年度と比較すると、平成 28 年熊本地震で被害の大きかった上益城地域で約 230 千トン (78.5%)、熊本市域で約 173 千トン (14.8%)、阿蘇地域で約 108 千トン (17.0%) 増加しています。(表 3-1-4)
- これは、<種別別>でも記載したとおり、建物や設備の再建、道路等のインフラ整備を始めとする熊本地震の復興工事の影響によるものと考えられ、建設床面積が平成 25 年度に対し平成 29 年度は約 40%増加*しています。

* 出典：令和元年(2019年)熊本県統計年鑑（平成 25 年度と直近の平成 29 年度の値を比較）

表 3-1-4 地域別排出量の比較(参考)

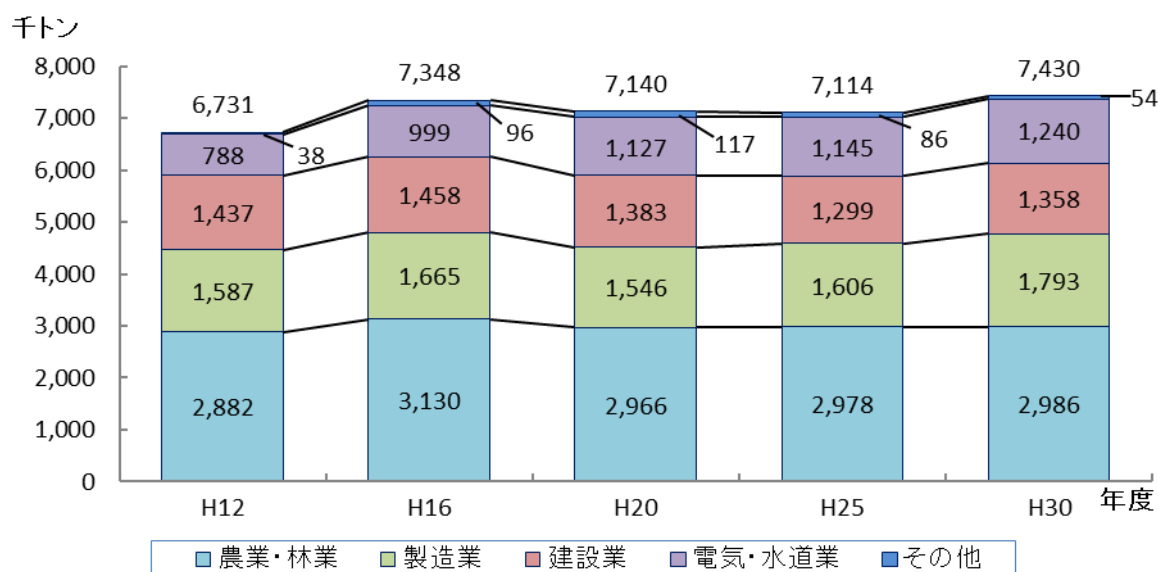
	熊 本 市 域	玉 名 ・ 荒 尾 地 域	鹿 本 地 域	菊 池 地 域	阿 蘇 地 域	上 益 城 地 域	宇 城 地 域	八 代 地 域	芦 北 ・ 水 俣 地 域	人 吉 ・ 球 磨 地 域	天 草 地 域	合 計
H25年度排出量	1,170	450	200	1,620	635	293	278	968	181	597	722	7,114
H30年度排出量	1,343	410	205	1,397	743	523	280	1,057	142	618	712	7,430
H30-H25	173	-40	5	-223	108	230	2	89	-39	21	-10	316
増減率 (%)	14.8	-8.9	2.5	-13.8	17.0	78.5	0.7	9.2	-21.5	3.5	-1.4	4.4
増加全体に 占める割合 (%)	54.7	-12.7	1.6	-70.6	34.2	72.8	0.6	28.2	-12.3	6.6	-3.2	100.0

○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和2年(2020年)3月)」をもとに熊本県循環社会推進課作成

＜業種別＞

- 平成30年度の業種別排出量は、農業・林業が約2,986千トンで最も多く、次いで製造業で約1,793千トン、建設業で約1,358千トン、電気・水道業で約1,240千トンとなっており、これら4業種で全体の99%を占めています。
- 平成25年度と比較すると、製造業で約187千トン（11.6%）、電気・水道業で約95千トン（8.3%）、建設業で約59千トン（4.5%）それぞれ増加しています。（図3-1-5）
- 製造業、電気・水道業、建設業で排出量が増加しているのは、熊本地震からの復旧・復興に伴う被災した施設の更新や再建等の影響が考えられます。

図3-1-5 熊本県内の産業廃棄物の業種別排出量の推移



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和2年(2020年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

【第4期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

(単位:千トン)

		実績(産業廃棄物実態調査)					第4期計画	
		H12	H16	H20	H25	H30	目標(R2)	<参考> 将来推計(R2)
排出量	動物のふん尿、火力発電所のばいじん含む	6,731	7,348	7,140	7,114	7,430	7,083	7,083
	動物のふん尿、火力発電所のばいじん除く	-	-	3,834	3,807	4,081	3,792	3,792

- 第4期計画では、国の基本方針の目標を参考に、平成32年度(令和2年度)の推計値を目標としています。
- 目標値7,083千トン(令和2年度)に対し、平成30年度実績は約7,430千トンと、目標達成は難しい状況となっています。
- 平成30年度の排出量の増加は、熊本地震からの復旧・復興に伴う被災した施設の更新や再建等の影響が考えられるため、推移を注視する必要があります。
- なお、第3期以降の廃棄物処理計画では、「①排出量が多いものの排出抑制が困難である動物のふん尿、②廃棄物分野からの施策が講じにくい火力発電所のばいじん」(以下、この章において「ふん尿・ばいじん」という。)を控除した目標も設定しています。

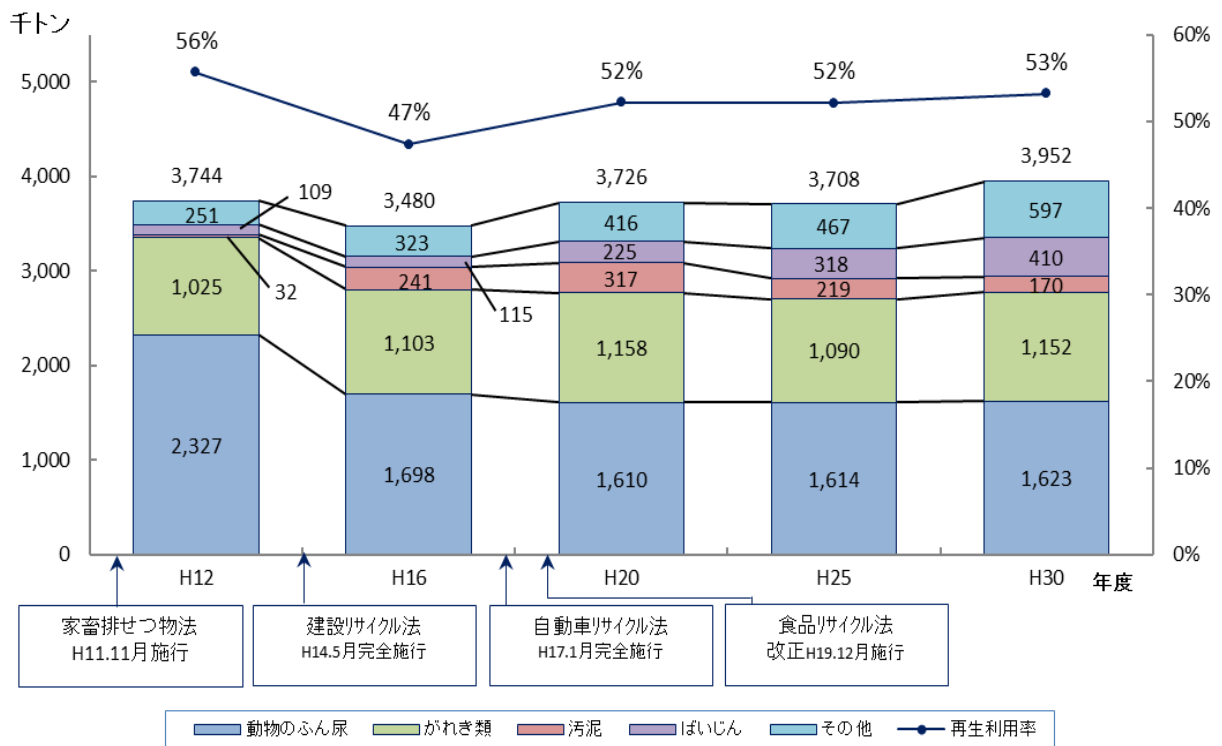
【 産業廃棄物の処理状況、排出量の状況に関する課題 】

- 排出事業者は、原材料の選択や製造工程の工夫などにより、事業生産性を高めつつ、産業廃棄物の排出の更なる抑制に取り組む必要があります。
- 熊本地震からの復旧・復興に伴う被災した施設の更新や再建等の影響が考えられるため、推移を注視しつつ、引き続き、多量排出事業者の計画や報告等を活用しながら、産業廃棄物の排出が抑制されるよう指導等を行う必要があります。
- プラスチックごみはアジア諸国が受入れを禁止しており、国内処理の増加が見込まれることから、今後、県内での適正処理を推進する必要があります。
- 太陽光発電設備について、今後、固定価格買取制度(FIT)の買取期間の終了と共に、太陽光パネルを含む廃棄物が大量に排出されることが予想されます。不法投棄などの懸念があることから、今後、国の動向も踏まえながら、リサイクルと適正処理を行う必要があります。
- 水銀含有廃棄物の適正処理について、平成28年の廃棄物処理法適用による新たな許可業者に対し、指導する必要があります。

(3) 再生利用量の状況

- 平成25年度と比較すると、平成30年度の産業廃棄物の再生利用量は、約3,708千トンから約3,952千トンへ増加し、再生利用率は、ほぼ横ばいですが、約53%と微増しています。全国の再生利用率（平成30年度）は約52%であり、ほぼ同水準となっています。（図3-1-6）
- 種類別に平成25年度と比較すると、動物のふん尿は約9千トン（0.56%）、がれき類は約62千トン（5.7%）、ばいじんは約92千トン（28.9%）それぞれ増加しており、汚泥は約49千トン（22.4%）減少しています。

図3-1-6 熊本県内の産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和2年(2020年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

【第4期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

(単位:千トン)

年度		実績(産業廃棄物実態調査)					第4期計画	
		H12	H16	H20	H25	H30	目標(R2)	<参考> 将来推計(R2)
再生利用	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん含む	3,744 (56%)	3,480 (47%)	3,726 (52%)	3,708 (52%)	3,952 (53%)	— (56%)	3,670 (52%)
	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん除く	—	—	1,815 (47.3%)	1,817 (47.7%)	1,957 (48.0%)	— (55%)	1,787 (47%)

上段:再生利用量、下段:再生利用率

- 第4期計画では、国の基本方針の目標（平成24年度の約55%から平成32年度（令和2年度）において約56%に増加）に準じて、平成32年度（令和2年度）に56%を目標としています。
- 目標値56%（令和2年度）に対し、平成30年度実績は53%と、目標達成は難しい状況となっています。
- なお、第3期以降の廃棄物処理計画では、ふん尿・ばいじんを控除した再生利用量の目標値も設定しています。

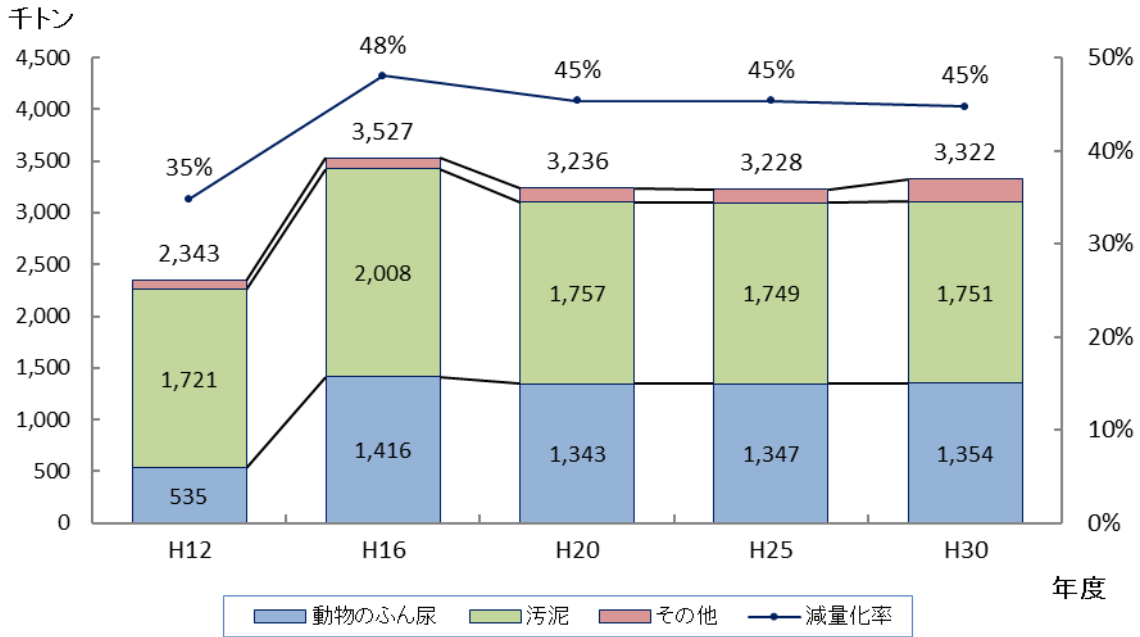
【再生利用量に関する課題】

- 各種リサイクル法の浸透により、排出事業者の再生利用の取組みが進んでいますが、貴重な資源をより一層有効に活用するためにも、現在、単純焼却や埋め立てなど利活用されていないプラスチックについて、更なるリサイクルに向けた取組みを行っていく必要があります。
- 再生利用を促進するために、リサイクル製品等の利用拡大を図る必要があります。

（４）減量化量の状況と課題

- 平成30年度では、排出量約7,430千トンから、脱水処理や焼却処理等により、約3,322千トンの減量が行われ、減量化率は平成25年度と変わらず、45%となっています。
- 種類ごとの減量化量は、汚泥が約1,751千トンで最も多く、次いで動物のふん尿で約1,354千トンで2種類で全体の約93%を占めています。（図3-1-7）

図3-1-7 産業廃棄物の種類別の減量化量の推移



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和2年(2020年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

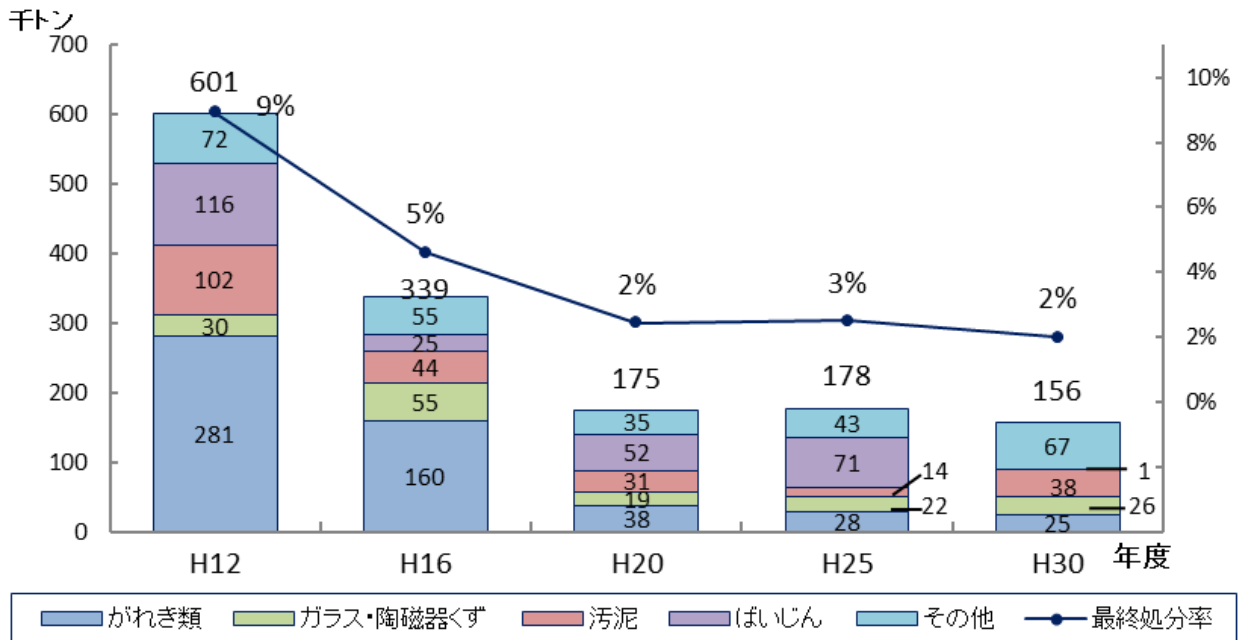
【 減量化に関する課題 】

- 減量化の手法としては、脱水、乾燥、焼却等があり、例えば、焼却熱を利用した乾燥や焼却時の発電など、エネルギーを有効活用しながら、更なる減量化を進める必要があります。

(5) 最終処分量の状況と課題

- 最終処分量は、平成17年の産業廃棄物税の導入以降、再生利用が進み、平成16年度の約339千トンから約半分の量まで減少しています。
- 平成30年度 of 最終処分量は約156千トンで、平成25年度の約178千トンから約22千トン減少しており、最終処分率は2.5%から2.1%に減少しています。
- 増減の内訳は、ばいじんが約70千トン(98.6%)、がれき類が約3千トン(10.7%)それぞれ減少しており、汚泥が約24千トン(171.4%)、ガラス・陶磁器くずが約4千トン(18.2%)増加しています。
- 特に、ばいじんの最終処分量が減少しているのは、再生利用量が大幅に増加したためと考えられます。(図3-1-8)

図3-1-8 産業廃棄物の種類別の最終処分量の推移



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和2年(2020年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

【第4期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

(単位:千トン)

年度		実績(産業廃棄物実態調査)					第4期計画	
		H12	H16	H20	H25	H30	目標(R2)	<参考> 将来推計(R2)
最終処分	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん含む	601 (9%)	339 (5%)	175 (2%)	178 (3%)	156 (2%)	167 —	177 (2%)
	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん除く	—	—	123 (3.2%)	109 (2.9%)	156 (4%)	98 —	108 (3%)

上段:最終処分量、下段:最終処分率

- ふん尿・ばいじんを含む場合、目標値 167 千トン（令和 2 年度）に対し、平成 30 年度実績は約 156 千トンと 11 千トン少なく、目標を達成する見込みです。これは火力発電所のばいじんの再生利用率が上昇し、最終処分量が大きく減少したためです。
- ふん尿・ばいじんを控除した場合、過去 5 年間の状況を踏まえ、平成 25 年度から 10%削減することを目標としています。
- 目標値 98 千トン（令和 2 年度）に対し、平成 30 年度実績は約 156 千トンと、目標達成は難しい状況となっています。

【 最終処分量に関する課題 】

- 最終処分量を減らすには、廃棄物の総排出量を減らし、分別を徹底し、再生利用量を増やすといった取組みを更に進める必要があります。

第2節 産業廃棄物処理施設（最終処分場）の現状と課題

- 平成30年度末現在で埋立可能な安定型最終処分場は、処理業者設置の12施設で、残余容量は約1,168千 m^3 、残余年数は約14.6年となっています。
- また、平成30年度末で埋立可能な管理型最終処分場は、排出事業者設置の3施設、処理業者設置の3施設、計6施設で、うち処理業者が設置する施設の残余容量は約637千 m^3 で、残余年数は約9.3年※となっています。（表3-2-1、表3-2-2）
※現在、処理事業者で整備予定の環境アセスメント手続きが終了した管理型最終処分場があり、完成後は残余年数が大幅に増加する見込みです。

表3-2-1 熊本県内の最終処分場の推移

施設の種類	年度	排出事業者	処理業者	公共	計
安定型最終処分場	H16		23(7)		23(7)
	H20		23(7)		23(7)
	H25		23(11)		23(11)
	H30		12(5)		12(5)
管理型最終処分場	H16	5	4(2)		9(2)
	H20	5	3(1)		8(1)
	H25	3	3(1)		6(1)
	H30	3	3(1)		6(1)
遮断型最終処分場	H16		1	1	2
	H20		1	1	2
	H25		1	1	2
	H30			1	1
計	H16	5	28(9)	1	34(9)
	H20	5	27(8)	1	33(8)
	H25	3	27(12)	1	31(12)
	H30	3	15(6)	1	19(6)

○（ ）内は熊本市分で内数

○出典：熊本県循環社会推進課調べ

表3-2-2 熊本県内の最終処分場の残余容量（平成30年度末）

埋立の種類		施設数	埋立容量 (m^3)	最終処分量 (m^3)	残余容量 (m^3)	残余年数 (年)
安定型最終処分場	排出事業者	0	-	-	-	-
	処理業者	12	3,818,551	2,650,632	1,167,919	14.6
管理型最終処分場	排出事業者	3	4,294,197	2,919,583	1,374,614	31.0
	処理業者	3	1,500,532	863,627	636,905	9.3

○埋立容量は、許可容量とする。

○最終処分量は、平成30年度末時点において埋め立て処分された量（覆土を含む）

○残余年数は、残余容量を年間処分量（平成30年度実績）で除した年数

【 産業廃棄物処理施設（最終処分場）に関する課題 】

- 最終処分量は減少していますが、最終処分場は、県内の経済活動に必要な施設です。公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」などの既存施設による安定的な処理を継続するため、可能な限り減量化と再生利用を図り、埋立処分量を低減する必要があります。

第3節 事業者における適正処理推進の現状と課題

- 平成30年度のマニフェスト（産業廃棄物管理票）の使用数は、約118万件で、紙マニフェストが約97万件、電子マニフェストが約21万件となっています。
- 電子マニフェストの利用率は、県内では約18%、全国では約58%となっていますが、平成25年度との比較では、県内は7%の増加に対し、全国では23%増加しており、全国の利用率との差が一層広がっています。
- 優良産廃処理業者認定制度において、令和元年度末時点では本県に本社を有する1,452事業者のうち17の事業者が優良基準適合事業者となっており、5年前（平成26年度）に比べ、8事業者増加しています。

【 事業者における適正処理推進上の課題 】

- 県内の電子マニフェスト利用率は、平成25年度と比較すると、平成30年度は約7%増加しているものの、依然として全国平均を下回っており、産業廃棄物処理の透明性の確保のため、電子マニフェストの更なる普及拡大が求められています。
- 産業廃棄物の適正処理が促進されるよう県内の優良基準適合事業者の増加を図るため認定制度の周知に努めていく必要があります。

第4節 産業廃棄物の広域移動の現状と課題

- マニフェスト（産業廃棄物管理票）の集計結果によると、平成30年度は、県内で発生した産業廃棄物のうち約427千トンが県外に搬出され、逆に県外で発生した産業廃棄物の約88千トンが県内に搬入されており、平成25年度と同様に、県外への搬出量が県内への搬入量より多い状況が続いています。
- 種類別で見ると、県内から県外への搬出量は、ばいじんが約95千トンと最も多く、次いで廃プラスチック類が約67千トンと続いています。また、県外から県内への搬入量は、ばいじんが約18千トンと最も多く、次いで動物のふん尿が約10千トンと続いています。
- 特別管理産業廃棄物となる廃酸など、産業廃棄物の種類によっては、県内で処理できる事業者が少ないため、処理できる県外の事業者に処理を委託しています。
- 本県では、「熊本県産業廃棄物指導要綱」を定め、県外から県内への搬入量が年度間500トン以上の場合は事前協議（優良産廃処理業者へ委託する場合は、初回時に届出）を行うよう指導しています。（表3-4-1）

【 産業廃棄物の広域移動に関する課題 】

- 特別管理産業廃棄物となる廃酸など、産業廃棄物の種類によっては、大部分を県外に処理を委ねている現状にあり、県内で発生した産業廃棄物の県外排出をできるだけ抑制し、県内処理ができるよう、優良な処理業者の育成や処理体制の確保などを進める必要があります。
- プラスチックごみなどを、中国をはじめとしたアジア諸国が受入れを禁止し、さらにバーゼル条約発効により令和3年1月以降、輸出入が規制されたため、国内での広域処理が必要となります。

表 3-4-1 産業廃棄物の県外搬出量及び県内搬入量(平成30年度)

【熊本県から県外への搬出】

(単位:トン)

	ばいじん	廃プラスチック類	汚泥	特管廃酸	がれき類	その他	計	割合
福岡県	59,099	26,076 (2,257)	42,912 (381)	30,513	15,285 (155)	63,930 (2,949)	237,815 (5,742)	55.6%
佐賀県	2,080	1,723 (699)	581	2,574	1,975 (1,969)	3,525 (1,200)	12,458 (3,868)	2.9%
長崎県		886	7,424			4,203	12,513	2.9%
大分県	20,530 (1,218)	12,809 (789)	4,592 (132)	191	129 (42)	32,835 (14,872)	71,086 (17,053)	16.6%
宮崎県	603	2,173 (68)	1,305 (426)	11		22,963 (19,947)	27,055 (20,441)	6.3%
鹿児島県		18,513 (15,762)	1,728	206	12,750 (1,622)	5,933 (1,968)	39,130 (19,352)	9.2%
北海道地方				0		14 (0)	14 (0)	0.0%
関東地方						2	2	0.0%
中部地方				159		195	354	0.1%
近畿地方	1255			576		316	2,147	0.5%
中国地方	5494	4421 (5)	941	42	0	8378 (14)	19,276 (19)	4.5%
四国地方	5467					82	5,549	1.3%
計	94,528 (1,218)	66,601 (19,580)	59,483 (939)	34,272 (0)	30,139 (3,788)	142,376 (40,950)	427,399 (66,475)	100.0%

○下段()内は最終処分量で内数

○出典:熊本県循環社会推進課調べ

【県外から熊本県への搬入】

(単位:トン)

	ばいじん	動物のふん尿	廃プラスチック類	汚泥	木くず	その他	計	割合
福岡県	17,068 (2,784)	175	2,825 (1,195)	3,902 (213)	2,617	19,514 (12,158)	46,101 (16,350)	52.5%
佐賀県		71	249 (79)	492 (10)	242	965 (168)	2,019 (257)	2.3%
長崎県	650		157 (0)	444	2	1,768 (1,129)	3,021 (1,129)	3.4%
大分県		15	1,099 (0)	361 (18)	14	3,497 (102)	4,986 (120)	5.7%
宮崎県			45 (0)	254	182	2,424 (1)	2,905 (1)	3.3%
鹿児島県	144	9,626	82	545	61	2,238 (62)	12,696 (62)	14.5%
沖縄県			182 (25)	1 (1)	1,942	680 (656)	2,805 (682)	3.2%
関東地方			(95) (95)			(2) (2)	97 97	0.1%
中部地方			3,087 (1,490)		206	6,752 (122)	10,045 (1,612)	11.4%
近畿地方			193 (21)			2,328 (1,413)	2,521 (1,434)	2.9%
中国地方			302 (298)	86	0	92 (90)	480 (388)	0.5%
四国地方						60 (60)	60 (60)	0.1%
計	17,862 (2,784)	9,887 (0)	8,316 (3,203)	6,085 (242)	5,266 (0)	40,320 (15,963)	87,736 (22,192)	100.0%

○下段()内は最終処分量で内数

○出典:熊本県循環社会推進課調べ

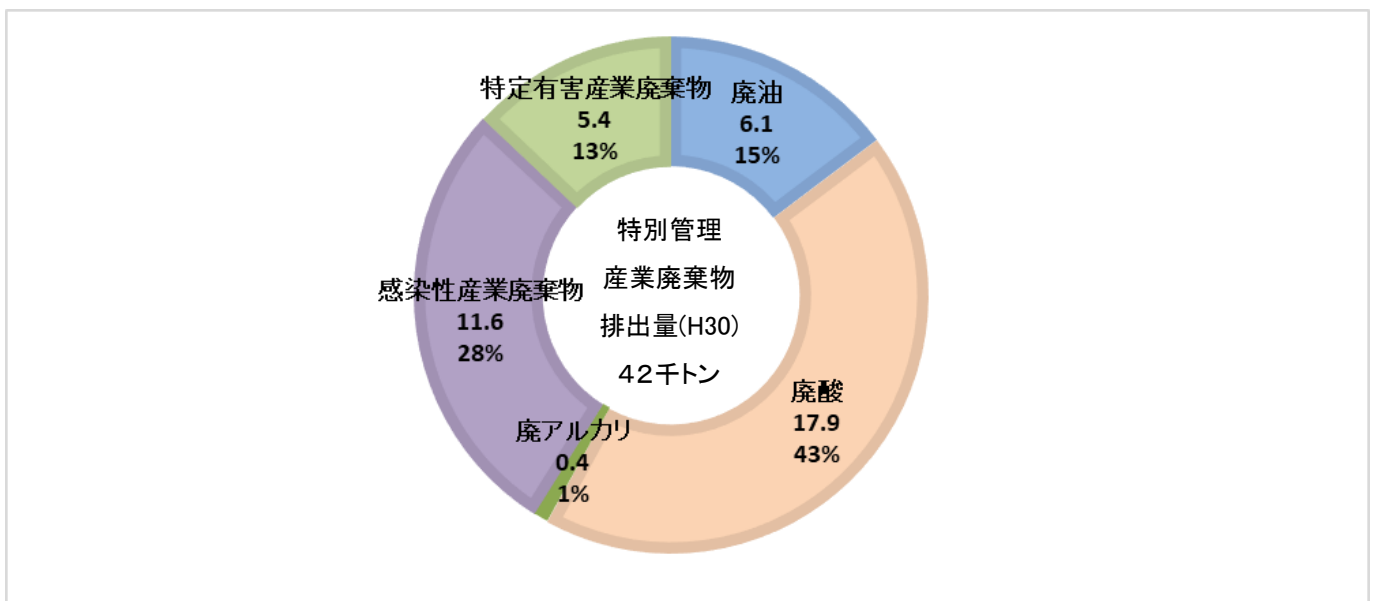
第5節 特別管理産業廃棄物の現状と課題

- 産業廃棄物のうち、爆発性、有害性及び感染性等を有する特別管理産業廃棄物の平成30年度の排出量は、約42千トンと平成25年度に比べ約4千トン(約10.5%)増加しています。
- 種類別では、廃酸が約17.9千トンで全体の約43%を占め、次いで感染性産業廃棄物が約11.6千トン(約28%)、廃油が約6.1千トン(約15%)となっています。
- 増減の内訳としては、特定有害産業廃棄物が約1.4千トンから約5.4千トンと約4千トン(約286%)増加し、廃酸が約16.0千トンから約17.9千トンと約1.9千トン(約11.9%)増加する一方、感染性産業廃棄物は約14.0千トンから約11.6千トンと約2.4千トン(約17.1%)減少しています。(図3-5-1)
- 特別管理産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する変圧器・コンデンサー等のPCB廃棄物は、平成30年度末までに変圧器103台、コンデンサー1,314台の処理を完了しています。
- また、平成30年度末時点で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、県又は熊本市に届出がされている変圧器222台、コンデンサー248台が県内事業所で保管されています。(表3-5-2)

【 特別管理産業廃棄物に関する課題 】

- 感染性産業廃棄物については、分別を徹底し適正に処理する必要があります。また、感染性産業廃棄物と判断されない場合も、マスクや紙おむつなどは、小さな袋に入れて所定のごみ袋に入れる等、感染防止に配慮した取組みが必要です。
- 廃棄物処理は、県民生活・経済の安定確保に不可欠な業務です。感染性産業廃棄物をはじめ、コロナ禍の状況においても、十分に感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。
- PCB廃棄物については、定められた処理期限（高濃度安定器及び汚染物は令和4年3月31日、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月31日）までに、適正に処理する必要があります。

図 3-5-1 熊本県内の特別管理産業廃棄物の種類別排出量(平成 30 年度)



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和2年(2020年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

表 3-5-2 熊本県内 PCB 廃棄物の保管の状況(平成 30 年度)

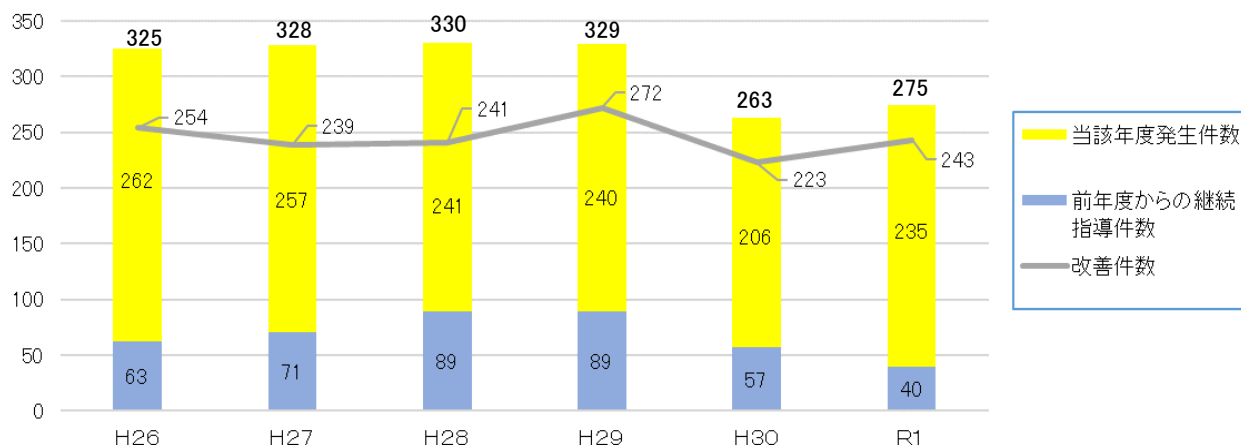
廃棄物の種類	事業所数	保管量
変圧器	106	222台
コンデンサー	59	248台
安定器	47	2186個
廃PCB	0	0.00 kg
PCBを含む油	11	765.04 kg
ウエス	6	179.33 kg
汚泥	1	3kg
その他の機器等	33	196個

○出典:熊本県循環社会推進課調べ

第6節 廃棄物の不法投棄の現状と課題

- 平成27年度から令和元年度までの5年間に於いて、対策を講ずべき不法投棄事案は1,250件で、そのうち1,218件が改善しました。(図3-6-1)
- 平成26年度以前の5年間では対策を講ずべき不法投棄事案は1,143件であり、9%増加しています。

図3-6-1 熊本県内の不法投棄発見件数及び改善件数



○出典:熊本県循環社会推進課調べ

【 廃棄物の不法投棄に関する課題 】

- 不法投棄の撲滅に向けて、県、市町村及び関係団体と連携した監視体制及び通報体制の充実に努める必要があります。
- 不法投棄事案については、厳正な指導や処分を実施し、原因者による早期改善を行わせる必要があります。